2　機構の職員であった加入者のうち、加入者期間が二十年未満であり、かつ、当該加入者期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が二十年以上となるものに対する共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十七条第二項の規定の適用については、その者は、加入者期間が二十年以上である者とみなす。

3　前項に規定する者に対する共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第八十九条第一項及び第二項の規定の適用については、その者は、加入者期間が二十年以上である者とみなす。

第七条　機構の職員であった加入者のうち、厚生年金保険期間及び加入者期間がいずれも二十年未満であり、かつ、これらの期間を合算した期間が二十年以上となるものに係る退職共済年金については、その年金額の算定の基礎となる加入者期間が二十年以上であるものとみなして、共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十八条の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「六十五歳未満の配偶者」とあるのは「配偶者」と、同条第四項中「次の各号」とあるのは「次の各号（第四号を除く。）」とする。

2　前項に規定する者に係る遺族共済年金については、その年金額の算定の基礎となる加入者期間が二十年以上であるものとみなして、共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第九十条の規定を適用する。

第八条　機構の職員であった加入者のうち、加入者期間が一年未満であり、かつ、当該加入者期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が一年以上となるものに対する共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十二条の三の規定の適用については、その者は、一年以上の加入者期間を有する者とみなす。

（事業計画に関する経過措置）

第九条　学園の最初の会計年度の事業計画については、第九条第一項中「毎会計年度の開始前に」とあるのは、「学園の成立後遅滞なく」とする。

（独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構法の廃止）

第十条　独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構法は、廃止する。

（独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構法の廃止に伴う経過措置）

第十一条　機構の役員若しくは職員又は運営委員会の委員であった者に係るその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第十二条　この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十三条　附則第二条から第九条まで及び前二条に定めるもののほか、学園の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第十四条　国は、この法律の施行後十年を目途として、学園に対する国の財政支援の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（行政事件訴訟法の一部改正）

第十五条　行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の一部を次のように改正する。

別表沖縄振興開発金融公庫の項の前に次のように加える。

沖縄科学技術大学院大学学園	沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）

第十六条　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一沖縄振興開発金融公庫の項の前に次のように加える。

沖縄科学技術大学院大学学園	沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）

（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正）

第十七条　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

別表沖縄振興開発金融公庫の項の前に次のように加える。

沖縄科学技術大学院大学学園	沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）

（研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部改正）

第十八条　研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一号を次のように改める。

一　削除

（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十九条　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第一条第一号中「第百五十五条」を「第百五十六条」に改める。

附則第百五十五条を附則第百五十六条とし、附則第百五十四条の次に次の一条を加える。

（沖縄科学技術大学院大学学園法の一部改正）

第百五十五条　沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

附則第六条から第八条までを次のように改める。

第六条から第八条まで　削除

（独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第二十条　独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第六条」を「第六条の二」に改める。

第二章中第六条の次に次の一条を加える。

（沖縄科学技術大学院大学学園法の一部改正）

第六条の二　沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第七項中「事業年度」の下に「の終了後」を加え、「業務の実績については」を「通則法第三十二条第一項各号に掲げる事項の評価については、同日において機構の中期目標の期間（通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間をいう。第十二項において同じ。）が終了したものとして」に改め、「評価を」を削り、「第三十二条第三項」を「第三十四条第二項」に改め、「及び勧告」を削り、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第八項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第九項及び第十項を削り、同条第八項を同条第十一項とし、同条第七項の次に次の三項を加える。

8　通則法第三十二条第二項の規定による報告書の提出及び同条第三項の規定による公表については、学園が従前の例により行うものとする。この場合において、通則法第三十三条第一号中「中期目標（中期目標の期間の最後の事業年度にあっては、次の中期目標）を達成するために必要な限度において、業務運営の改善に関し独立行政法人」とあるのは、「業務運営の改善に関し沖縄科学技術大学院大学学園」とする。